宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
㈱T-Flap

目　次

告　　示

○告示第１１５号　「地縁による団体」の認可
……（市民協働推進課）…２

公　　告

○公告第７９号　物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札……（まち美化推進課）…２

教　育　委　員　会

○告示第１４号　教育委員会の招集……３

告示

宇治市告示第１１５号

「地縁による団体」の認可について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第５項の規定により、次の団体を「地縁による団体」として認可したので、同条第１０項の規定により告示します。

令和８年１１月１３日

宇治市長　松村　淳子

（名称）　小倉連合町内会

（規約に定める目的）

会員相互の親睦、生活環境の向上発展、健全で明るい地域の建設と地域会員の福利増進を図り、各地区町内会との連絡を密にし、本会地域環境の整備、地区町内会の諸問題の解決達成を目的とし、また、隣接団体との共存共栄を図ることを目的とする。

（区域）　区域は以下のとおりとする。宇治市小倉町春日森２番地、８番地、１１番地、１３番地、１７番地から１８番地まで、宇治市小倉町久保１番地から１４番地までの一部、１８番地から２２番地までの一部、２５番地から２９番地までの一部、３４番地の一部、３５番地から３６番地まで、３９番地から４０番地まで、４９番地から５４番地までの一部、５７番地から５８番地まで、６０番地から６７番地までの一部、７５番地、７８番地から８７番地まで、９２番地から１０４番地までの一部、１１４番地、宇治市小倉町寺内１番地、６番地から８番地まで、１１番地、１３番地から１６番地までの一部、２１番地から６４番地までの一部、６６番地から６７番地まで、７４番地から７５番地まで、７７番地から８１番地までの一部、８５番地から９０番地までの一部、宇治市小倉町老ノ木１番地から８番地までの一部、１５番地から１６番地までの一部、２３番地から２４番地までの一部、宇治市小倉町天王１番地、６番地から７番地まで、９番地から２４番地までの一部、３１番地から３９番地までの一部、４４番地から４５番地までの一部、４８番地の一部、５０番地から５１番地までの一部、５５番地、６０番地から６５番地までの一部、宇治市小倉町東山６番地の一部、１７番地、１９番地から２６番地までの一部、宇治市小倉町西山２番地から３番地までの一部、５番地の一部、９番地、１６番地から１９番地までの一部、５３番地から５４番地までの一部、５７番地から６５番地までの一部、６７番地から６９番地までの一部

（代表者の氏名）

（裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無）

共に無

（代理人の有無）

無

（認可年月日）

令和８年１０月２３日

公告

宇治市公告第７９号

物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札について

物品（パソコン機器類等）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告します。

令和８年１０月３０日

宇治市長　松村　淳子

１　入札により売り払う物品

物品名	物品詳細
ノートパソコン等	ノートパソコン　　２７８台 （ＨＰ、富士通） 電源アダプタ

※　ディスプレイ、キーボード等に故障しているものがある。

※　すべてのノートパソコンのＨＤＤを抜取り済み。

※　一部のノートパソコンのメモリを抜取り済み。

※　電源アダプタの数量は確認していない。

※　電源アダプタは上記ノートパソコンに使用していたものである。

※　動作検証や故障の詳細等の確認はしていない。

※　物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

２　入札方法

⑴　本公告に係る物品の売払いは、ＫＳＩインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

⑵　官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、ＫＳＩが定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL https://www.pages.kankocho.jp/guide

３　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していないこと。

⑵　宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

⑶　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

⑸　宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。

⑹　その他ガイドラインに定めるところによる。

4　入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5　物品の確認

官公庁オークションの画面から物品の詳細を確認すること。

6　入札保証金

⑴　入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

⑵　落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

⑶　落札者が、１１⑵の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7　予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
ノートパソコン等	６２，０００円

8　入札期間等

⑴　参加申込期間

令和８年１０月３０日（金）　午後１時から

令和８年１１月１７日（火）　午後２時まで

⑵　入札期間

令和８年１２月１日（火）　午後１時から

令和８年１２月８日（火）　午後１時まで

⑶　開札日時

令和８年１２月８日（火）　午後１時

⑷　場所

官公庁オークション上

9　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

１０　落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が２以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

１１　契約

⑴　契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

⑵　契約締結期限

令和８年１２月１８日（金）　午後５時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

⑶　契約締結の方法

契約書（２通）に必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて⑵の契約締結期限までに問合わせ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

１２　売払代金の納付

⑴　納付期限

令和８年１２月２２日（火）　午後２時３０分

⑵　納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

⑶　その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

１３　所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

１４　その他

⑴　市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

⑵　売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

⑶　１から１４までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から１４までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先　宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号　６１１－８５０１

所 在 地　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

電話番号　０７７４－２０－８６９２

（掲示済）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第１４号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和８年１０月２７日

宇治市教育委員会

教育長　木上　晴之

開会日時　令和８年１０月２８日　午後７時３０分

開会場所　宇治市役所６０２会議室

付議事項　１　会議録署名委員の指名について

２　報告

３　専決事項の報告について

（掲示済）